

2021年7月8日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号

エア・ウォーター株式会社

代表取締役社長 白井 清司



当社は、2021年6月3日付で、当社の完全子会社である北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下、承継会社）と吸収分割契約を締結し、2021年7月14日を効力発生日として、当社の保有する当社の完全子会社である株式会社トミイチの全株式（A種類株式5,000株）を承継会社に承継させることにいたしました（以下、本吸収分割）。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、2021年6月7日付で「吸収分割に関する事前開示書類」（以下、本事前備置書類）を備置しておりますが、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第183条7号に基づき、次のとおり変更後の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

変更箇所は下線で示しております。

【変更後】

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

当社は、本吸収分割の効力発生日を変更するため、2021年7月8日付で、承継会社との間で、本吸収分割の効力発生日を2021年8月18日に変更する旨の本吸収分割に係る覚書を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約書に係る覚書」のとおりです。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

以上



吸収分割契約書に係る覚書

エア・ウォーター株式会社（以下「甲」という。）及び北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した 2021 年 6 月 3 日付け吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第 1 条（本吸収分割の効力発生日の変更）

原契約第 5 条但書に基づき、本吸収分割の効力発生日を、2021 年 8 月 18 日に変更する。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙は協議の上これを変更することができる。

第 2 条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第 3 条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

上記を証するため、甲及び乙が記名捺印の上、本覚書の原本を 1 通作成し、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021 年 7 月 8 日

甲 : 大阪府大阪市中央区南船場二丁目 12 番 8 号
 エア・ウォーター株式会社
 代表取締役社長 白井 清司



乙 : 北海道札幌市中央区北三条西一丁目 2 番地
 北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社
 代表取締役 林 山都

